



資料





1 船橋市地域福祉計画策定委員会

(1) 策定の経緯

年 月 日	概 要
令和元年8月21日	第1回船橋市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定委員会委員長・副委員長選任 ・地域福祉計画策定の趣旨等について ・地域福祉計画推進委員会からの引継事項について ・第4次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケートについて
令和2年2月4日	第2回船橋市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉計画の進捗状況について ・第4次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ・第4次船橋市地域福祉計画策定方針（案）について
令和2年8月7日～ 令和2年8月17日	第3回船橋市地域福祉計画策定委員会（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・次期計画策定期限の延期及び現行計画期間の延長について ・コロナ禍における地域福祉の推進方法等について
令和2年 12月22日	第4回船橋市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次船橋市地域福祉計画第1章～3章（総論部分）（案）について ・施策体系等（案）について
令和3年3月24日 ～ 令和3年3月31日	第5回船橋市地域福祉計画策定委員会（書面開催） <ul style="list-style-type: none"> ・第4回地域福祉計画策定委員会後の修正概要について ・第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（各論部分）（案）について
令和3年5月19日	第6回船橋市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第5回策定委員会（書面会議）における各委員からのご意見及び第4次船橋市地域福祉計画第4章～6章（案）の修正について ・第4次船橋市地域福祉計画第7章（案）について
令和3年9月22日	第7回船橋市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について ・第4次船橋市地域福祉計画概要版（案）について ・住民説明会及びパブリック・コメントの実施について ・令和4年度以降の進捗管理について
令和4年2月9日	第8回船橋市地域福祉計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次船橋市地域福祉計画素案に対する意見募集（パブリック・コメント）の結果について ・第4次船橋市地域福祉計画・概要版最終案について ・第4次船橋市地域福祉計画の推進方法について

(2) 船橋市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法第107条に規定される地域福祉計画を策定または改定するため、船橋市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の設置に必要な事項を定める。

(策定委員会の業務)

第2条 策定委員会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

(1) 地域福祉計画の策定または改定に関すること。

(2) その他必要事項

(組織)

第3条 策定委員会は、次に掲げる者をもって組織し、市長が委嘱する。

一 学識経験者	1名
二 市民組織代表者	5名
三 社会福祉関係事業者	6名
四 医療関係者	1名
五 学校教育関係者	2名
六 公募委員	2名

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する事項について市長に報告した日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、これを代表する。

4 副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(議事)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となって議事を整理する。

2 策定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(議事録)

第7条 策定委員会は、議事録を作成し公開する。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課で行う。

(災害補償)

第9条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

(3) 船橋市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

※役職等は令和3年4月1日現在のものです。

(敬称略)

No	委員種別	所属団体・役職等	氏名
1	第1号委員 (学識経験者)	学校法人 東京聖徳学園 聖徳大学短期大学部 准教授	大野 地平
2	第2号委員 (市民組織代表者)	船橋市民生児童委員協議会 会計 (二宮・飯山満地区 会長)	府野 れい子
3		船橋市自治会連合協議会 会長	本木 次夫
4		船橋市老人クラブ連合会 事務局長	佐藤 博巳
5		船橋市ボランティア連絡協議会 理事	渡邊 千代美
6		船橋市障害福祉団体連絡協議会 会長	平田 千重
7	第3号委員 (社会福祉関係事業者)	船橋市社会福祉協議会 事務局長	鎌田 岳彦
8		葛飾地区社会福祉協議会 会長	穴戸 久子
9		前原地区社会福祉協議会 会長	加瀬 武正
10		船橋市老人福祉施設協議会 理事	林 武仁
11		船橋市障害福祉施設連絡協議会 会長	宮代 隆治
12		一般社団法人船橋市保育協議会 会長	松崎 総一
13	第4号委員 (医療関係者)	一般社団法人船橋市医師会 会長	寺田 俊昌
14	第5号委員 (学校教育関係者)	船橋市 小学校長会 船橋市立西海神小学校 校長	小林 浩
15		船橋市 中学校長会 船橋市立古和釜中学校 校長	松濤 勝則
16	第6号委員 (公募委員)		齋藤 直行
17			藤野 浩子

2 船橋市地域福祉計画策定に係る庁内体制

(1) 策定の経緯

地域共生社会の実現に向けて、部局横断的な施策を実施する必要があることから、「地域福祉計画策定に向けて」の研修会を開催し、部局長等から構成される検討本部、課長等から構成される部会、係長等から構成されるワーキンググループの三層からなる庁内会議体を設置し、検討しました。

「地域福祉計画策定に向けて」の研修会

年 月 日	概 要
平成30年11月7日	「地域共生社会実現に向けて」 講師 厚生労働省 社会・援護局地域福祉課 梅本政隆氏

検討本部

年 月 日	概 要
平成31年4月19日	第1回船橋市地域福祉計画検討本部 ・第4次船橋市地域福祉計画の策定について
令和3年6月23日	第2回船橋市地域福祉計画検討本部 ・第4次船橋市地域福祉計画策定に係る中間報告について
令和3年10月8日	第3回船橋市地域福祉計画検討本部 ・第4次船橋市地域福祉計画素案（第1章～第7章・資料）について

検討部会

年 月 日	概 要
平成30年12月20日	第1回船橋市地域福祉計画検討部会 ・第4次船橋市地域福祉計画について ・策定スケジュール（案）について ・作業依頼予定について
令和2年1月21日	第2回船橋市地域福祉計画検討部会 ・第4次船橋市地域福祉計画策定のためのアンケート調査結果について ・第4次船橋市地域福祉計画策定方針（案）について
令和2年4月2日	第1章～第3章（総論）各課照会
令和3年2月24日	第4章～第6章（各論）各課照会
令和3年7月15日	第4次船橋市地域福祉計画（素案）各課照会

検討ワーキンググループ

年 月 日	概 要
平成31年3月27日	第1回船橋市地域福祉計画検討ワーキンググループ ・第4次船橋市地域福祉計画に新たに盛り込むべき事項の検討等について
令和元年8月8日	第2回船橋市地域福祉計画検討ワーキンググループ ・健康福祉局内における各種計画の位置づけについて

【社会福祉法等の一部改正に伴う包括的支援体制を整備するための作業部会】

市の各種窓口を所管する所属等からメンバーを募り、作業部会を立ち上げ、包括的支援体制の整備について検討しました。

作業部会

年 月 日	概 要
平成30年9月27日	第1回作業部会 ・地域共生社会及び地域包括ケアシステムについて ・包括的支援体制を整備するための相談窓口体制について
平成30年11月20日	第2回作業部会 ・窓口状況についてのアンケート結果について ・複合的な相談内容の対応方法についてグループワークの実施
平成31年1月9日	第3回作業部会 ・相談時の聞き取り方法についてのグループワークの実施
平成31年1月30日	第4回作業部会 ・第1回～第3回作業部会での意見まとめ
平成31年3月27日	第5回作業部会 ・第1回～第3回作業部会の意見をまとめた報告書の作成について
令和元年10月4日	第6回作業部会 ・多機関の協働による包括的な相談支援体制について
令和元年12月26日	第7回作業部会 ・最初の相談窓口によるトリアージルール及び相談機関のネットワークについて

(2) 船橋市地域福祉計画検討本部設置要綱

(設置)

第1条 第4次船橋市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の素案の検討を目的とする船橋市地域福祉計画検討本部（以下「検討本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 検討本部は、別表1に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討本部に本部長及び副本部長を置く。
- 3 本部長は、市長をもって充てる。
- 4 本部長は、検討本部を代表し、会務を総理する。
- 5 副本部長は、船橋市副市長の事務分担を定める規則（平成元年船橋市規則第68号）第2条に規定する健康福祉局の事務を担当する副市長をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 検討本部の会議は、本部長が招集し、議事の進行及び整理は、健康福祉局福祉サービス部長が行う。

- 2 検討本部は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 3 本部長は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(部会)

第4条 計画の策定に関する庁内の意見の集約・調整を円滑に行うため、部会を設置する。

- 2 部会は、本部長が指名する別表2に掲げる者をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課長をもって充てる。
- 5 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 部会の会議は、部会長が第2項に定める者の全員又は一部を招集し、議事進行及び整理は、部会長が行う。
- 7 部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 8 部会員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(ワーキンググループ)

第5条 本部長は、意見集約等に必要な資料の収集、整理及び分析を行うため、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、前条第2項に定める者が推薦する職員をもって組織する。

(庶務)

第6条 検討本部の庶務は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(3) 船橋市地域福祉計画検討本部員名簿 (別表1)

市長
副市長
健康福祉局長
建設局長
福祉サービス部長
健康・高齢部長
保健所理事
子育て支援部長
市長公室長
企画財政部長
市民生活部長
税務部長
環境部長
経済部長
都市計画部長
都市整備部長
道路部長
下水道部長
建築部長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
医療センター事務局長
農業委員会事務局長

(4) 船橋市地域福祉計画検討部会員名簿 (別表2)

局・部		部会員
健康福祉局	福祉サービス部	地域福祉課長 障害福祉課長 生活支援課長
	健康・高齢部	健康政策課長 地域包括ケア推進課長 国保年金課長 高齢者福祉課長 介護保険課長

	保健所	保健総務課長 地域保健課長 健康づくり課長 衛生指導課長
	子育て支援部	子ども政策課長 児童家庭課長 家庭福祉課長 保育認定課長 公立保育園管理課長 地域子育て支援課長 療育支援課長
市長公室		危機管理課長 広報課長 国際交流課長
企画財政部		政策企画課長 財政課長 財産管理課長
税務部		債権管理課長
市民生活部		自治振興課長 市民協働課長 市民安全推進課長
環境部		環境保全課長 資源循環課長
経済部		商工振興課長 農水産課長 消費生活センター所長
建設局	都市計画部	都市計画課長
	都市整備部	都市整備課長 公園緑地課長
	道路部	道路計画課長 道路管理課長 道路維持課長 道路建設課長
	下水道部	下水道総務課長
	建築部	住宅政策課長
教育委員会	管理部	教育総務課長
	学校教育部	学務課長 指導課長 保健体育課長
	生涯学習部	社会教育課長 文化課長 青少年課長 生涯スポーツ課長
病院局		経営企画室長

3 パブリック・コメント

開催時期	令和3年12月15日(水)～令和4年1月14日(金)
対象	市内在住・在勤・在学の人と計画案に関し利害関係を有する人
閲覧場所	市ホームページ、地域福祉課、行政資料室、各出張所、船橋駅前総合窓口センター、各公民館、各図書館、船橋市社会福祉協議会、各地区社会福祉協議会
計画説明動画	市ホームページにて説明動画資料及びリンク先公開 動画公開期間 令和3年12月15日(水)～ 令和4年 1月14日(金)

4 用語解説

	用語	解説
あ 行	アウトリーチ (p22)	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が積極的に訪問して情報・支援を行うこと。
	アセスメント (p117)	生活支援に活用できる地域内の社会資源を把握したり、地域の生活支援ニーズを把握すること。
	新しい生活様式 (p68)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を長期間にわたって防ぐために、飛沫感染や接触感染、近距離での会話の対策を、日常生活に取り入れた生活様式のこと。
	安心登録カード (p23)	日頃の見守り活動を通じて、緊急時や災害時の救援・支援につなげるため、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、障害のある人等の情報を登録し、地域で共有するもの。
	移送サービス (p108)	自らの力で移動の自由が確保できない高齢者や障害のある人等に対して、目的の場所まで搬送する福祉サービス。
	with コロナ (p78)	新型コロナウイルス感染症が撲滅困難であることを前提とした新たな戦略や生活様式のこと。
	SNS (p65)	“Social Networking Service” の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。
	NPO (p4)	社会的な活動をする民間の非営利組織
か 行	核家族 (p83)	家族形態のひとつで具体的には、「夫婦のみの世帯」「夫婦と未婚の子のみの世帯」「ひとり親と未婚の子のみの世帯」のいずれかの形態を指す。
	基幹相談支援センター 「ふらっと船橋」 (p52)	障害のある人や障害のある子供の保護者、障害のある人等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報提供・助言のほか、障害福祉サービスの利用や権利擁護のため、必要な援助を行う相談窓口。
	寄附の文化 (p25)	金銭や財産等を公共事業、公益・福祉・宗教施設等へ無償で提供する文化のこと。

用語	解説
協議体 (p23)	地域の各種団体が構成される協議会として位置付け、地域で起こっている福祉に関する問題、課題を解決する場、情報交換の場となる。
共生社会 (p25)	さまざまな状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。
協働 (p2)	多様な主体同士が共通の目的に向かって、お互いに対等な立場で連携・協力すること。
共同募金 (p148)	地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業、更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を営む者に配分することを目的とした寄附金の募集。
ゲートキーパー (p106)	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
健康寿命 (p105)	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。
権利擁護 (p68)	認知症、知的障害、精神障害など判断能力が十分でない人の生活・権利を守るため、自ら主張できるように支援すること。成年後見制度は、その一つである。
更生保護 (p14)	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取り組み。
更生保護サポートセンター (p124)	保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点。
高齢化率 (p26)	65歳以上の人口が総人口に占める割合のこと。
心のバリアフリー (p66)	さまざまな心身の特性や考え方を持つすべての人たちが、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うこと。
子育て世代包括支援センター (p115)	安心して妊娠・出産・子育てができるよう妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指す総合相談窓口。
子ども食堂 (p65)	地域のボランティアが主体となり、無料または低価格帯で子供たちに食事を提供するコミュニティの場。

	用語	解説
	子供の貧困 (p118)	経済的状況や世帯状況に起因する困難な状況により、子供たちの成長段階のさまざまな経験や機械が失われること。
	コロナ禍 (p65)	新型コロナウイルス感染症が招いた危機的・災厄的な状況のこと。社会的・政治的・経済的な混乱・不安・損失等を総称した言葉。
さ 行	災害ボランティアセンター (p25)	災害発生時に、被災者の生活支援と被災地の復旧支援を目的に活動するボランティアの拠点としてコーディネートを行う。
	在宅医療 (p129)	在宅で行う医療のこと。医師による訪問診療、看護師等による訪問看護、理学療法士等による訪問リハビリテーション、歯科医師による訪問歯科診療等がある。
	在宅医療支援拠点 ふなぽーと (p52)	船橋市保健福祉センター内に設置している、在宅療養を希望する人への在宅医療・介護に関する相談、必要となる医療機関や介護サービス事業所等の紹介、在宅医療・介護関係者等への支援等を行う船橋市の相談窓口。
	在宅介護支援センター (p137)	地域包括支援センター等と連携し、高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症等の相談に対応する地域の身近な相談窓口。
	再犯防止推進計画 (p124)	犯罪をした者等が、社会において孤立することなく再び地域社会の一員として生活を送れるよう更生支援等を行うための施策を盛り込んだ計画。
	歳末たすけあい募金 (p150)	共同募金運動の一つで関係機関や団体が協力して、新たな年を迎える時期（歳末）に、支援を必要とする人が、その地域で安心して暮らすために行う募金活動のこと。
	サロン (p92)	身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる活動の場。
	資源 (p5)	生活上のニーズを充足するさまざまな物資や人材、制度、技能の総称。社会福祉施設や介護サービス、社会生活に関する情報提供なども含まれる。
	自主防災組織 (p125)	「私たちの地域は、私たちで守る」という精神、連帯感により自主的に結成する組織で、お互い協力しあい、地域が一体となって防災活動を行うための組織。
	市民活動サポートセンター (p54)	市民の自主的で営利を目的としない社会に貢献する活動を支援するために設置された施設。
	社会自立 (p120)	社会的能力の形成を促すため、地域活動への参加等を行うこと。

用語	解説
社会福祉法 (p5)	社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。
住民参加 (p16)	行政の意思決定過程に住民が加わることであり、特に、地方自治体への参加を指して使われる。
就労準備支援事業 (p120)	一般就労を行う前段階としての準備として、基礎能力を形成するための支援を行う事業。
就労自立 (p120)	就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の修得等を行うこと。
障害者虐待防止センター はーぶ (p52)	養護者からの障害のある人本人への虐待を早期に発見し、防止するために開設された相談窓口。
ジョブカフェちば (p122)	船橋市にある、15歳からおおむね39歳までの人の就職活動及び企業の採用活動をサポートする千葉県の施設。
自立支援協議会 (p117)	障害があっても住みやすい地域を作るため、ライフステージに応じた課題について、支援に関わる者が協議・連携・協働するために設置される機関。
自立相談支援事業 (p12)	生活に困りごとや不安を抱えている場合の地域の相談窓口で、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、自立に向けた支援を行う。
スクールガード (p125)	学校の児童・生徒が犯罪に巻き込まれないよう、登下校の時間に合わせて通学路や近くの公園等をパトロールしながら見守り活動を行うボランティア。
住まいるサポート船橋 (p52)	船橋市居住支援協議会の相談窓口。住まいの確保が困難な65歳以上の一人暮らしの高齢者等に民間賃貸物件の情報提供等の支援を行う。
生活困窮者 (p6)	生活困窮者自立支援法第3条第1項に定める「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。
生活困窮者自立支援法 (p6)	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずることを定めた法律。

	用語	解説
	生活困窮者自立支援事業 (p148)	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施し、地域における自立・就労支援等の体制を構築することを目的とした事業。
	生活支援コーディネーター (p22)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、課題となっていることを地域の人たちとともに抽出し、その課題解決に向けてサービスのマッチングを行う人のこと。市内全24地区の地区社会福祉協議会に配置している。
	制度の狭間 (p22)	既存の制度には合致せず、使える制度がない、もしくはあっても不十分な状態。
	成年後見制度 (p75)	財産を管理したり、介護等のサービスや施設への入りに関する契約を結んだりする必要がある場合、認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力の不十分な人を保護し支援するための制度。
	成年後見制度利用支援事業 (p136)	成年後見制度が必要にも関わらず申し立てができない人に対して、市長が代わって成年後見等の申し立てを行い、費用等の支払いが困難な人については市が助成を行う事業。
	セーフティネット (p118)	生活することが困難な状態に陥った場合に援助したり、そうした事態になることを防止する仕組み。
	ソーシャルキャピタル (p100)	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴。
た 行	第1層・第2層生活支援コーディネーター (p87)	第1層生活支援コーディネーターは、市全域を担当し、第2層生活支援コーディネーターは、市内24地区社会福祉協議会に配置されている。生活支援コーディネーターについては、P22参照。
	第三者委員制度 (p133)	サービス事業者が、苦情解決までの経過の公表等を通じてサービスの質の向上を図りながら苦情の解決に向けて公正・公平に対応する委員を選任する制度。
	第三者評価制度 (p133)	サービス事業者が専門機関に評価を依頼し、その結果を広く公表することにより、利用者のサービス事業者選択の目安とするための制度。
	ダブルケア (p2)	育児と介護を同時に行う必要がある状況のこと。晩婚化・晩産化の影響で子育て世代の年齢が上昇する中、子の育児と親の介護を担うことを指すことが多い。

	用語	解説
	たすけあいの会 (p9)	日常生活のちょっとした困りごとや困っている人の生活を支援するための家事援助等を近隣の住民同士で行う「助け合い活動」を行うための団体。
	地域ケア会議 (p117)	地域包括支援センターや在宅介護支援センターを中心に、保健師や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等で組織され、情報交換を行い、要援護になりうる高齢者に対するサービスの総合調整を行うための仕組み。
	地域コーディネーター (p23)	地域での課題やニーズを発見し、地域資源をつなぎ解決にあたる人。市内24地区社会福祉協議会の事務局員が担っている。
	地域コミュニティ (p5)	地域住民が生活している場所に関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。
	地域福祉計画推進事業要覧 (p18)	船橋市地域福祉計画の公助項目を具現化する事業について、事業概要や実績、今後の予定、改善点、予算・決算額等を明らかにした要覧。
	地域福祉支援員 (p23)	行政の立場から主に、地域での家事援助等のボランティア活動の普及啓発・支援を行う（P87参照）。
	地域包括ケアシステム (p5)	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
	地域包括支援センター (p52)	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、地域で暮らす高齢者の介護や福祉、医療、健康、認知症のことなど、さまざまな面から総合的に支えるため、必要な援助を行う相談窓口。
	地域力の向上 (p73)	行政をはじめ、住民や自治会、NPOなど地域の構成員が、協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくこと。
	トリアージルール (p155)	重要で最初に扱うべき者を選別（及び決定）すること。
な 行	24地区 (p22)	市内に設定している24の地区コミュニティのこと。24地区コミュニティの図表はP141参照。
	日常生活自立 (p120)	適切な生活習慣の形成を促すため、適切な身だしなみに関する指導や助言等を行うこと。
	日常生活自立支援事業 (p133)	判断能力が不十分なため、適切な福祉サービスを受けることが困難な高齢者等に対して契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行い、地域で自立した生活が送れるよう支援する事業。

	用語	解説
	認知症サポーター (p132)	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。
は 行	働き方改革 (p25)	働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革。
	8050問題 (p2)	80代前後の高齢の親が50代前後のひきこもりの子供の生活を支える問題。
	パブリック・コメント (p16)	市の重要な施策を策定するときに、その施策の案等を公表して広く市民等から意見を募集し、その意見を考慮して意思決定を行うこと。
	避難行動要支援者 (p25)	災害が発生したときまたは災害が発生する恐れがあるときに、自ら避難することが困難な要配慮者であって、円滑・迅速な非難のために特に支援が必要な人。
	福祉有償運送 (p109)	NPO法人等が、身体障害者や要介護者等、単独で公共交通機関を利用して移動することが困難な人に対して送迎を行う等、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービス。
	福祉リフトカー (p150)	車いすで生活されている人や寝たきりの人等を対象にした福祉専用車両。
	フードドライブ (p150)	家庭や事業所等で不要となっている食品を持ち寄り、福祉団体や施設等へ寄付するボランティア活動のこと。
	船橋在宅医療ひまわりネットワーク (p129)	平成25年5月に設立された、医療・介護関係団体及び行政（船橋市）の28団体で組織する任意団体。
	船橋市居住支援協議会 (p110)	宅地建物取引業者や居住支援団体、船橋市等で構成し、各関係団体等の連携により、高齢者等の住宅確保要配慮者が抱える居住に関する問題の解決策を協議する組織。
	船橋市総合計画 (p13)	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的に取りまとめた計画で、基本構想・基本計画・実施計画から構成されている。
	ふなばしシルバーリハビリ体操 (p105)	医師が考案した、いつでも、どこでも、どなたでもできる市民同士の支えあいによる健康づくりを目指した体操。
	ふなばし地域若者サポートステーション (p52)	就職、家事、通学をしていない若年無業者等の職業的自立の支援を目的とした事業で、厚生労働省及び本市の委託事業として、平成25年度に開設された。

	用語	解説
	フレイル (p103)	加齢により心身が老い衰えた状態。加齢とともに筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態を指す。
	「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」 (p9)	対象を限らないワンストップの相談窓口として、福祉サービスのコーディネート、福祉の総合相談に応じ、また、生活困窮に関する相談・支援を行っている(P121参照)。
	ポストコロナ (p78)	世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を境に価値観や生活様式の転換が起き、社会に定着した後のこと。
	ボランティアセンター (p142)	船橋市社会福祉協議会内に設置されている機関で、ボランティアを希望する人を登録し、ボランティアを必要とする人とのコーディネートを行っている。
ま 行	民生委員・児童委員 (p22)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、児童委員も兼ねる。支援が必要な人の相談に応じ、市や関係機関へ橋渡しする支援等を行っている。また、児童委員の中から、関係機関等と児童委員とのつなぎ役となる主任児童委員が指名されている。
	ミニデイサービス (p23)	デイサービス(通所介護)の利用には至らない、日中独居高齢者等を対象とした生きがいづくりの場。
	メンタルヘルス (p104)	精神面における健康のこと。精神的健康、心の健康、精神保健、精神衛生等と称される。
や 行	ヤングケアラー (p113)	家族にケアを必要とする人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満の子供。
	有償ボランティア (p153)	少額の報酬を伴うボランティア活動のことで、地域通貨や時間預託等とともに普及してきている。
	ユニバーサルデザイン (p107)	年齢や性別、身体状況等に関わらず、誰もが安全に使いやすいくわかりやすい暮らしを実現するために、物や環境、サービス等を設計段階からデザインすること。「バリアフリー」が既にある障害(バリア)を解消することであるのに対し、「ユニバーサルデザイン」は、最初から障害(バリア)を作らないようにすること。
	要配慮者 (p75)	災害対策基本法に基づく、高齢者、障害のある人、乳幼児等、防災上特に配慮を要する人。
ら 行	リハビリテーション (p129)	事故・疾病で後遺症が残った者等を対象に、その能力を回復させるために行う訓練や療法。

	用語	解説
	ロコモティブシンドローム (p104)	筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板等の痛みや筋力低下、バランス能力の低下によって、歩行や日常生活に何らかの障害をきたし、要介護になる危険性の高い状態をいう。
わ 行	ワークショップ (p16)	講師の話を参加者が一方的に聞くのではなく、参加者自身が討論に加わったり、体を使って体験したりする等、参加体験型、双方向性のグループ学習。
	ワーク・ライフ・バランス (p100)	一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域社会においても子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択実現できること。

第4次船橋市地域福祉計画

発行：船橋市

編集：健康福祉局 福祉サービス部 地域福祉課

〒273-0011 船橋市湊町2-10-18

TEL：047-436-2314 FAX：047-436-3315

メール：chiikifukushi@city.funabashi.lg.jp

発行日：令和4年3月

